

町からの お知らせ

興部町学校給食センター調理員の 公募について

町では、下記のとおり臨時職員を公募いたします。
記

勤務先	学校給食センター
業務内容	給食調理員
勤務時間	午前8:15 から 午後4:15
賃金	時間給 730円
採用人数	1名
採用期間	平成24年3月1日～平成27年3月31日

- ・応募の条件 興部町内在住者、又は在住可能な者とします。
- ・提出書類 応募申込の際は、自筆の履歴書1通（上半身写真添付）を必ず本人が持参してください
- ・申込提出先 興部町役場総務課又は興部町教育委員会管理課
- ・申込締切 **平成24年2月21日（火）※期日厳守**
- ・選考方法 書類審査の上、面接により選考する。
- ・問合せ先 興部町教育委員会管理課 Tel82-2552
興部町学校給食センター Tel82-3411

平成23年分所得申告の受付について

上記の件につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済ませられますようお願い致します。

■申告の必要な方

- ①平成23年1月1日～平成23年12月31日までの間に収入を得た方
※収入とは、営業・給与（事業専従者給与を含む）・報酬・年金・賃金・譲渡等により支払いを受けること。
- ②年末調整が済んでいる方で、年金・賃金・不動産・配当・譲渡等の収入のある方。医療費控除・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。また、年末調整に誤りのある方。
- ③申告を要する収入はないが、国民健康保険に加入している方
- ④住宅借入金等特別控除の住民税からの控除について
所得税と住民税とを合わせた税負担が、税源移譲の前後で

変わることがないように、平成19年分以降の所得税の額が減少することに伴い、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除額が減少する方（平成18年12月31日までに入居した方に限ります。）については、申告（平成24年3月15日期限）により、当該減少額を翌年度分の住民税から控除することができます。「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の記載がある場合は、住民税の控除を受けられることがありますので、税務係までお尋ねください。

■申告日程

受付月日	区分	対象地区・受付時間	受付会場
2月16日（木）	一般	浜町・元町 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
2月17日（金）	一般	本町・仲町・幸町 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
2月20日（月）	一般	栄町・泉町 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
2月21日（火）	一般	新泉町・旭町 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
2月22日（水） ～ 2月24日（金）	一般	沙留・住吉・富丘 9:00～16:30	沙留公民館
2月27日（月）	一般	宇津 9:00～11:30	宇津 集落センター
2月28日（火）	一般	緑ヶ丘・東町 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
2月29日（水）	一般	春日町・新町 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
3月1日（木）	一般	宮下町・北興 秋里・豊野 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
3月2日（金）	一般	指定なし 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
3月5日（月） ～ 3月9日（金）	農業	農業者のみ 9:00～17:00	役場1階 第1会議室

3月12日（月） ～ 3月15日（木）	一般	指定なし 9:00～17:00	役場1階 第1会議室
---------------------------	----	--------------------	---------------

※期間中連絡先

- ・宇津集落センター Tel82-2584
- ・沙留公民館 Tel83-2306

※なお、不明な点や詳しいお問い合わせは、興部町役場 住民課税務係（Tel82-2131内線225・226）まで連絡願います。



平成24年度保育所入所児童の募集について

（平成24年4月より入所される方）

平成24年4月から興部保育所または沙留保育所に入所を希望される児童を次の要領により募集しますので、希望される方は期日までに手続きされますようご案内いたします。

1. 入所できる児童

保育所へ入所できる児童は保護者が、昼間に居宅内外で労働している等で家庭で保育ができず、かつ、同居する親族、その他の方が当該児童を保育することができないと認められた場合です。

2. 入所定員

興部保育所 45名（1歳児3名、2歳児6名、3歳以上児36名）
沙留保育所 45名（1歳児1名、2歳児4名、3歳以上児40名）

3. 入所申込み手続き

入所を希望される方は、福祉保健総合センター「きらり」内社会福祉係または沙留出張所まで関係書類を提出してください。



申込用紙は、福祉保健総合センター「きらり」、沙留出張所、興部保育所、沙留保育所にあります。

4. 入所の決定

保護者の稼働実態調査等を行い、決定しだい保護者に通知をします。児童の入所が決定されましたら、町内の保育所（興部保育所・沙留保育所）を選択することができます。なお、定員を超える場合は、選考基準により決定しますのでご了承ください。

5. 保育料

入所児童の保護者及び家族の所得税、町民税の課税状況に